

山鹿市景観計画

令和8年3月改定

概要版

景観計画改定の背景・目的

本市は、平成20年に県内に先駆けて景観法に基づく景観計画を策定し、自然環境や歴史的資源を活かした景観づくりに取り組んできました。しかし、人口減少や高齢化による空家の増加、都市再生・観光振興に伴う開発の進展など、景観を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした状況や課題に対応するため、現計画を見直し、本市の現状に即した景観形成のあり方を再定義する必要があります。

今回の改定では、「景観形成誘導地区での届出対象行為等の追加」や「太陽光発電に関する届出対象行為・景観形成基準の見直し」などを行いつつ、より分かりやすい計画となるよう、計画書自体の構成等も刷新しました。

POINT

景観とは？



「景観」とは、建物や道路、樹木、山や川など、私たちの身の回りにある自然や人工物が調和して見える、地域の環境の姿をいいます。

これは単なる見た目の美しさだけでなく、歴史や文化、暮らしの営みが息づく地域の個性や魅力を含むものです。

本市においても、**景観をまちの価値を育む重要な資源**と位置づけ、将来にわたり大切に守り・育てていくものと考えます。

景観形成に関する基本理念

地域の歴史・文化・自然環境と調和しながら、市民の暮らしや来訪者の印象を形づくる景観は、本市のかけがえない資産です。

今後も、本市ならではの風土や生活・文化を尊重し、将来にわたり良好な景観を保全・活用するため、以下のよう
に基本理念を定めます。

人の暮らしと自然、歴史文化が育む、温もりある景観のまち やまが



景観形成に関する基本方針

本市がめざす基本理念の実現に向けて、「自然景観」、「暮らしの景観」、「協働による景観」の3つの柱からなる景観形成に関する基本方針を以下に掲げます。

① 自然景観 山鹿市の豊かな自然環境を守り、活かす景観づくり

- 川や山、田園など、四季折々の美しい風景を保全・活用し、次世代へ継承するとともに、市民や来訪者が心地よく過ごせる環境づくりを目指します。

② 暮らしの景観 歴史・文化・生活が息づくまちなみを守り育て、活かす景観づくり

- 温泉宿場町として栄えた豊前街道を中心に歴史的建造物や伝統的なまちなみなど、暮らしや文化が息づく景観を保全・育成し、活用するため、建築物や屋外広告物のデザイン・色彩・規模などを地域の歴史や文化と調和するように誘導し、市民が誇りを持ち、心地よく暮らせるまちづくりを推進します。

③ 協働による景観 地域の個性を活かした景観づくりを進める仕組みづくり

- 景観形成の担い手となる人材の育成や、市民参加型のまちづくり活動の推進、景観に関する情報発信・啓発を進めます。
- また、定期的な現地調査や事業評価に基づく計画の見直しを行う推進体制を整備し、持続可能で魅力ある景観づくりの仕組みを構築していきます。

景観計画区域

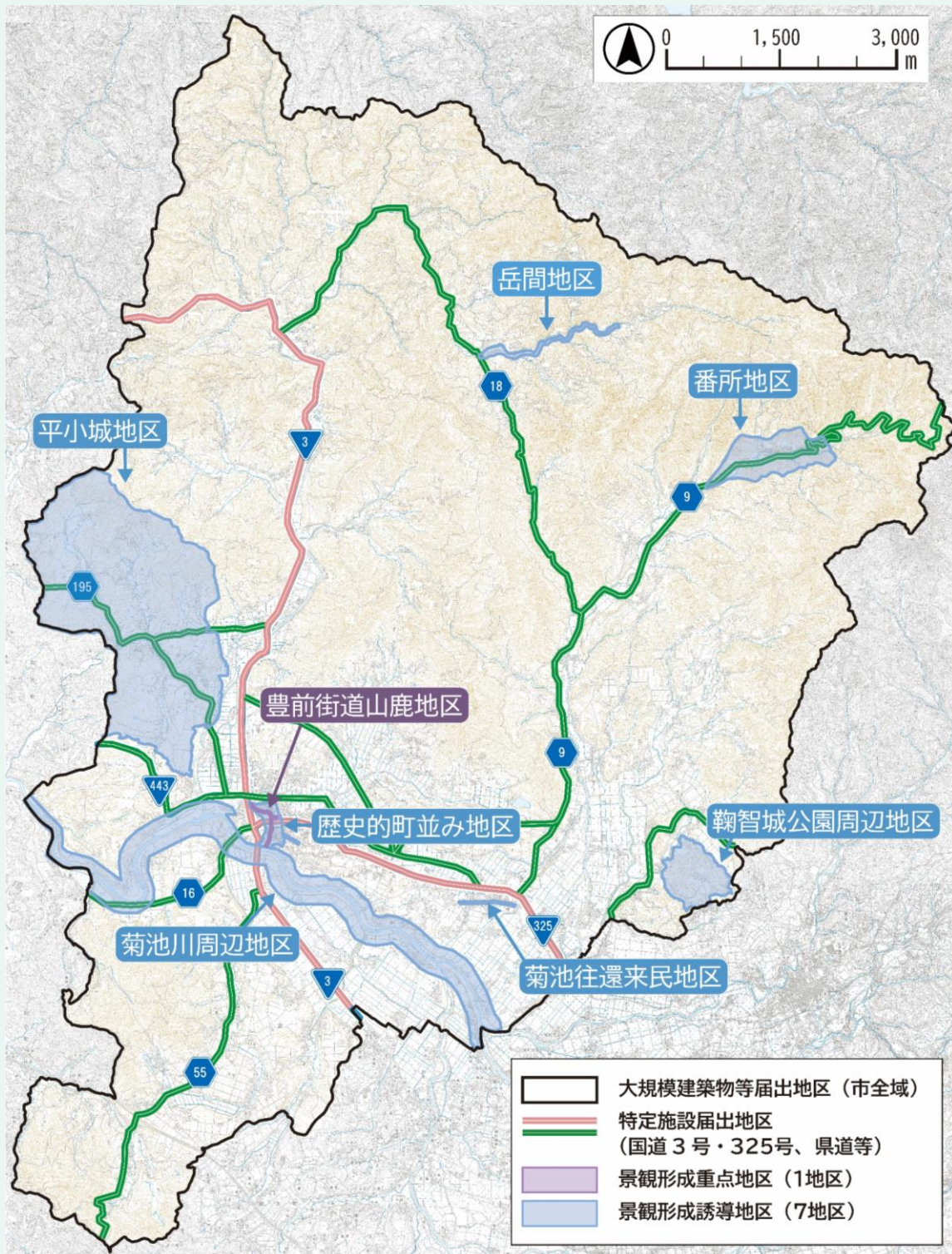
本市では、景観の形成は一部の地域だけで取り組むものではなく、市全域で取り組むべきことと考えていることから、

市全域を 景観計画区域とします

景観の全体像

本市の個性や魅力を際立たせ波及効果が期待できる地区として、**景観形成誘導地区・景観形成重点地区を設定し、重点的に景観形成を推進**します。

さらに、**市全域で建物や屋外広告物等のルール整備**、景観重要建造物・景観重要樹木等の指定を通じて景観の質を高め、自然・歴史文化・暮らしが調和した山鹿らしい美しい景観の形成を目指します。



届出対象行為

届出対象行為は

「建築物等の新築や増改築など、どのような行為に対して事前に届出が必要か」を定めたものです。

本市では、この届出に関わる対象区域として、4種類の地区を設定しています。

大規模建築物等届出地区

特定施設届出地区

景観形成重点地区

景観形成誘導地区

これらの区域内で、以下のような行為を行う場合は、事前に届出が必要です。

各地区の届出対象行為

対象地区	種類	行為	規模	
大規模建築物等届出地区	建築物	新築（設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去	高さが13m超又は延べ面積が1000㎡超	
	工作物		柵、塀 等	高さが2m超かつ長さが30m
			擁壁 等	高さが5m超かつ長さが10m超
			太陽光発電施設 (土地に自立して設置するもの)	高さが13m超又は敷地面積が1000㎡超
			その他	高さが13m超又はその敷地の用に供する土地の面積が1000㎡超
	広告物		設置、外観の変更	高さが13m又は一面の表示面積が15㎡超
土地	開発行為や土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地区画形質の変更	面積が3000㎡超又は高さが5m超かつ長さが10m超の法面を生じるもの		
特定施設届出地区	建築物（付帯施設含む）	新築（設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去	延べ面積が10㎡超	
	工作物（太陽光発電施設） (土地に自立して設置するもの)		高さが1.5m超又は事業区域が100㎡超	
	広告物 (熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く)		表示面積が1㎡超	
景観形成重点地区	建築物	新築（設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去	延べ面積が10㎡超	
	工作物		柵、塀、擁壁 等	高さが1.1m超又は面積が22㎡超
			太陽光発電施設 (土地に自立して設置するもの)	高さが1.5m超又は事業区域が100㎡超
			その他	規則で定める規模以上
自動販売機	設置	すべて		
景観形成誘導地区	屋外における土石等 (鞠智城公園周辺地区、菊池川周辺地区、岳間地区のみ)	堆積	高さが1.5m超	
	広告物（重点地区のみ）	はり紙等	90日を超えて継続して掲出、表示するもの	
		その他	表示面積が1㎡超	

上記表は簡易的にまとめたものです。詳しい内容については、山鹿市景観計画（本編）をご覧ください。



景観形成基準

景観形成基準は

「届出対象行為に該当する場合に、その行為を実施する際に守っていただく具体的なルール」を示しています。

※ 具体的な景観形成基準については、「山鹿市景観計画」（本編）をご覧ください。

景観形成基準の考え方

建築物	緑化	・緑豊かな景観形成へ向けた、道路に面した樹木や緑地の設置に関する基準
	高さ	・周辺への配慮や歴史継承拠点を相互に望む眺望を阻害しないように努めるための基準
	形態・意匠	・まちなみの連続性やまとまりを意識した、建築物の形やデザインに関する基準
	配置	・道路から見たときの圧迫感に配慮した壁面の位置の基準 ・できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないように努めるための基準
	色彩	・周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮した、建築物等の外壁の色彩の基準
	付属設備	・エアコン室外機や受水槽等、屋外や屋上に設ける設備の位置や形態等に関する基準
工作物	位置	・周囲のまちなみや山並み、樹木等の自然資源等との関係、良好な景観の連続性やまとまりに配慮した基準
	色彩	・周囲のまちなみとの調和に配慮した工作物の色彩の基準
	素材	・経年変化による退色や汚損等に配慮した素材の基準
	太陽光発電施設	・目立たない場所への配慮など、設備の見え掛かりや低反射のものを使用するなど素材に関する基準
開発行為	形態	・法面や擁壁が主変に圧迫感を与えない形態意匠の基準や周囲の景観との調和に配慮した緑化の基準

大規模建築物等届出地区

大規模な建築物等や開発は場所に問わず景観に与える影響が大きいため、対象範囲は市全域とします。



- ・位置・配置：できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。
- ・意匠：意匠、形態が山鹿市の自然豊かな、あるいは歴史的な情緒を感じさせる景観と調和していること。
- ・色彩：鮮やかな色彩の使用を避ける。

特定施設届出地区

特に「市外からの進入路」「市内を巡る際の幹線道路」「観光施設へのアクセス路」を対象範囲とします。

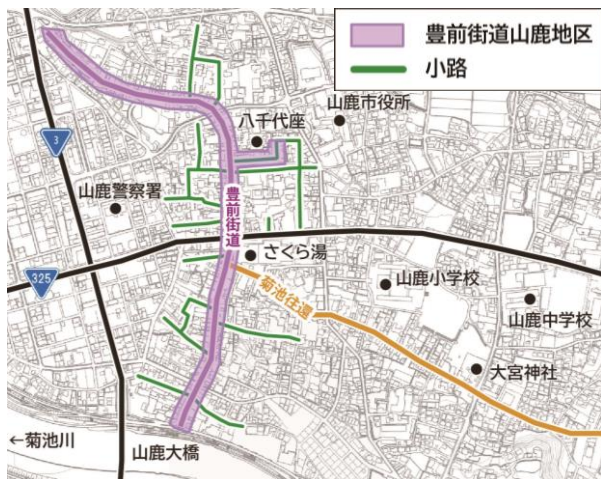


- ・位置・配置：できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。
- ・意匠：意匠、形態が山鹿市の自然豊かな、あるいは歴史的な情緒を感じさせる景観と調和していること。
- ・色彩：鮮やかな色彩の使用を避ける。

景観形成重点地区

豊前街道山鹿地区

豊前街道の道路境界から両側20mと豊前街道から八千代座までの市道八千代座線の道路境界から両側20mを範囲とします。

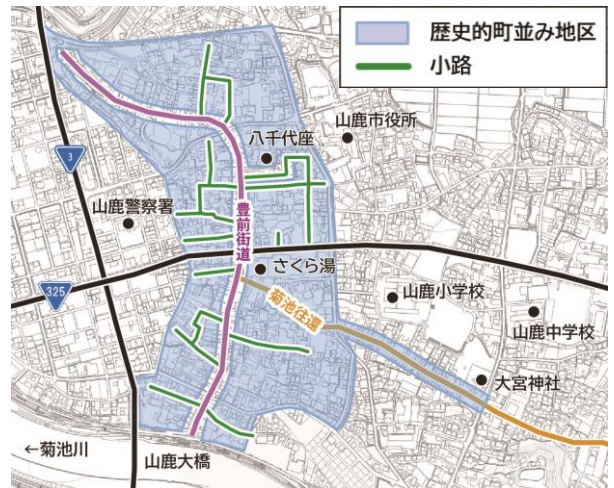


- ・ 位置・配置：隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。
- ・ 意匠：歴史的なまちなみとの調和を図り、景観のまとまりを保つことに配慮する。
- ・ 色彩：鮮やかな色の使用を避け、伝統的なまちなみに溶け込む色彩とする。

景観形成誘導地区

歴史的町並み地区

豊前街道から分岐している小路（しゅうじ）を調査し、概ね旧状が保たれており豊前街道から回遊できる範囲、また山鹿灯笼まつりのルート等を考慮し菊池往還の一部（道路境界から両側20m）をつなぐ範囲とします。



- ・ 位置・配置：隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。
- ・ 意匠：歴史的なまちなみとの調和を図り、景観のまとまりを保つことに配慮する。
- ・ 色彩：鮮やかな色の使用を避け、伝統的なまちなみに溶け込む色彩とする。

景観形成誘導地区

菊池往還来民地区

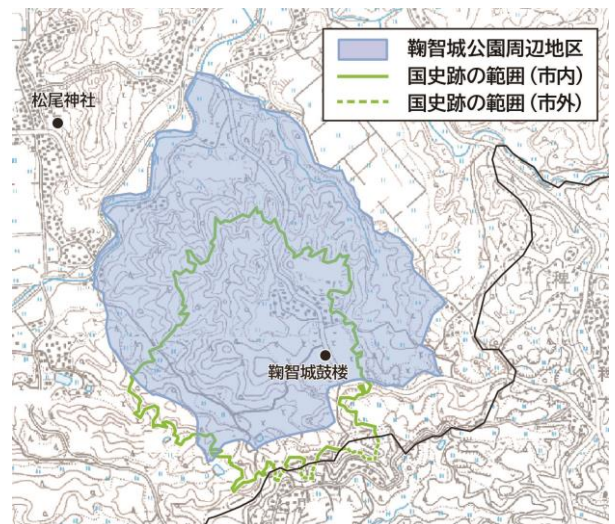
菊池往還沿道のうち、西は県立鹿本商工高等学校南側の交差点（Y字型）、東は県道138号との交差点までの区間とし、道路境界の両側20mを範囲とします。



- ・ 位置・配置：隣接する建築物等の壁面に出来る限りそろえる。
- ・ 意匠：歴史的なまちなみとの調和を図り、景観のまとまりを保つことに配慮する。
- ・ 色彩：鮮やかな色の使用を避け、伝統的なまちなみに溶け込む色彩とする。

鞠智城公園周辺地区

鞠智城周辺の地形を分析し、史跡を包含する古代山城と考えられる地域を範囲とします。



- ・ 位置・配置：敷地内における建築物及び工作物の規模並びに位置等を考慮し、釣り合いのとれた配置とする。（農家の家屋の配置型式を継承する）
- ・ 意匠：一般的な木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとししない。（周囲の家屋群になじむ大きさとする）
- ・ 色彩：鮮やかな色彩の使用を避ける。

菊池川周辺地区

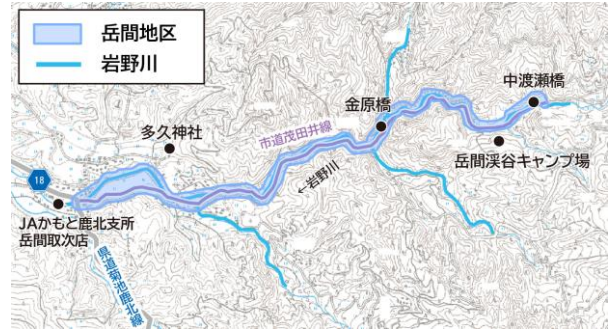
菊池川河川敷の境界から両側200mを範囲とします。ただし、都市計画により用途地域に指定されている部分を除きます。



- 位置・配置：できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。
- 意匠：一般的な木造家屋とするものとし突出した大きさを感じさせるものとししない。（周囲の家屋群になじむ大きさとする）
- 色彩：鮮やかな色彩の使用を避ける。
- 敷地の緑化：建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。

岳間地区

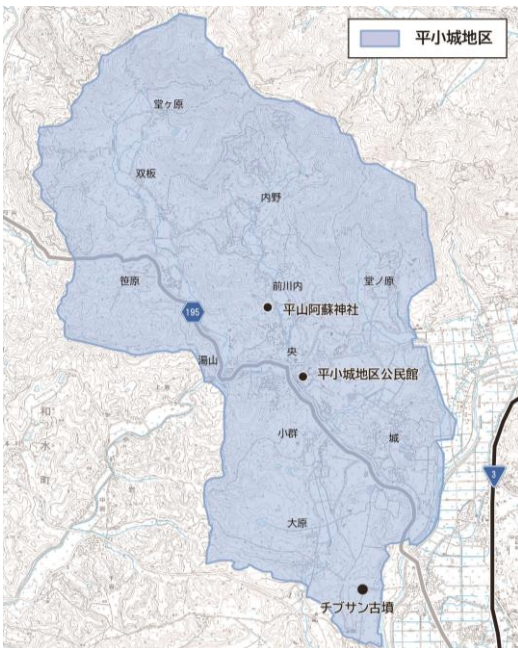
岩野川を中心に、岳間渓谷上流の中渡瀬橋より県道菊池鹿北線との交差点部を東西の区間とし、北を岩野川右岸から20m、南を市道茂田井線の道路境界から20mを範囲とします。



- 位置・配置：できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。
- 意匠：一般的な木造家屋とするものとし突出した大きさを感じさせるものとししない。（周囲の家屋群になじむ大きさとする）
- 色彩：鮮やかな色彩の使用を避ける。
- 敷地の緑化：建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。

平小城地区

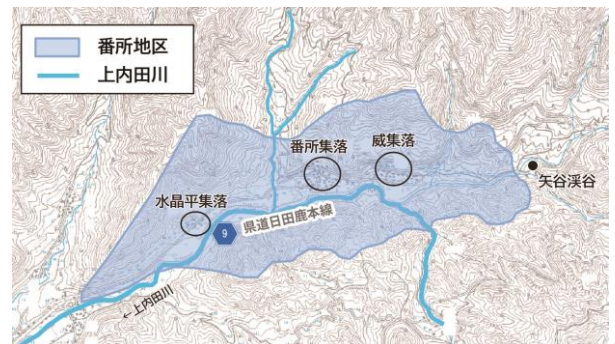
これまでの地域活動の実績及び地域のつながりを考慮し、平小城地区全体を範囲とします。



- 位置・配置：できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。
- 意匠：一般的な木造家屋とするものとし突出した大きさを感じさせるものとししない。（周囲の家屋群になじむ大きさとする）
- 色彩：鮮やかな色彩の使用を避ける。

番所地区

県道日田鹿本線を中心に、矢谷渓谷より水晶平集落の入り口部を東西の区間とし、県道から望見できる山々に囲まれた区域に加えて、棚田の保全地区を範囲とします。



- 位置・配置：できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。
- 意匠：山の斜面に平行な勾配の切妻若しくは入母屋形式の木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとししない。（周囲の家屋群になじむ大きさとする）
- 色彩：鮮やかな色彩の使用を避ける。
- 敷地の緑化：建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。

景観形成基準：大規模建築物等届出地区

種類			大規模建築物等届出地区	
建築物及び工作物	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線からは1.0m以上後退した位置とするように努める。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く) 建築物・工作物は道路に対して圧迫感が生じないように配置する。これにより、まちなみのゆとりと交通面での安全性を確保する。 隣接する建築物・工作物相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。 交差点等角地に立地する建築物・工作物は、両方の道路から後退した位置とし、見通しをよくする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し全体的にまとまりのある意匠・形態とする。 建築物等に付属する屋外設備や施設は通りから見えない位置に設けるか、又は覆いをするなど露出しないように努め建築物本体及び周辺との調和に配慮する。 電飾・屋外照明施設等は周辺との調和を乱さないものとする。ネオンサイン等は最低限とし点滅回数を少なくする。 	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根は遠くから目立つような原色等の使用を避け、明度、彩度ともできる限り低い暗穏色等の周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 同一敷地内における建築物等は色調を統一すると共に多色の使用は避けるものとする。 電波塔については、周辺の景観との調和に配慮し、茶系を基本とする。 	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、周囲のまちなみや自然と調和した落ち着いた材質感のものを用いるものとする。 	
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。また、その適切な維持管理に努める。 既存の樹木がある場合には修景に活かすように配慮する。 できるだけ在来の樹種を選定し周辺環境に溶け込むように配慮する。特に隣地が農地の場合は低木を主体とし農地に影を落とさない程度に植樹する。 駐車場は高木による緑化を施すと共に、通りが緑豊かな潤いのあるものとなるように敷地の周囲の緑化に努める。 敷地面積が3,000㎡を超える敷地については沿道部分を緑化し、建築物等の威圧感の低減に努める。 		
工作物	柵及び塀	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する境界線からは極力後退した位置とする。 	
		外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮する。特に宿泊施設については内部が覗けないような閉鎖的な出入口としない。
			色彩	<ul style="list-style-type: none"> 暗穏色を基調とし、背景の緑がよく見えるような色彩とする。
			材料	<ul style="list-style-type: none"> 暗穏色の材料を使用する。
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 敷地の周囲、柵・塀、擁壁の前面の緑化に努める。 	
電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		<ul style="list-style-type: none"> 位置については周辺の景観に配慮したものとし、電線数はできるだけまとめて少なくなるように努める。 電線の横断はできるだけ少なくなるように努めると共に、直角横断になるように努める。 		
太陽光発電施設	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。(周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 太陽電池モジュールの配列をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。 	
	外観	意匠・色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び歩階等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。 	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 既存の樹木がある場合には、修景に活かすように配慮する。 太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさない。 	
広告物	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する敷地境界線から広告物の中心線まで1m以上後退する。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 全体にまとまりのある意匠とする。 極力小さく、個所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮する。支柱及び広告の側面は茶系とする。 	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用する。 	
土地	土砂等の採取	遮蔽及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内及び敷地周辺の緑化に努め、周囲の道路等からの遮蔽に配慮する。 	
		法面等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 掘削後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、すみやかな緑化に努める。 	
	宅地造成等	遮蔽及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 区画形質の変更の方法については、周囲の景観との調和に配慮すると共に緑化に努める。 	
		法面等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和を配慮した形態、材料とし、緑化に努める。 	

景観形成基準：特定施設届出地区

種類			特定施設届出地区	
			国道3号、325号	国道3号、325号以外
付帯する施設（柵及び塀、擁壁その他これに類するもの以外） 建築物及び	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線からは1.0m以上後退した位置とするように努める。（ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く） 建築物・工作物は道路に対して圧迫感が生じないように配置する。これにより、まちなみのゆとりと交通面での安全性を確保する。 隣接する建築物・工作物相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。 交差点等角地に立地する建築物・工作物は、両方の道路から後退した位置とし、見通しをよくする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し全体的にまとまりのある意匠・形態とする。 建築物等に付属する屋外設備や施設は通りから見えない位置に設けるか、又は覆いをするなど露出しないように努め建築物本体及び周辺との調和に配慮する。 電飾・屋外照明施設等は周辺との調和を乱さないものとする。ネオンサイン等は最低限とし点滅回数を少なくする。 	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 日よけテントを設置する場合は必要最低限とし、建築物と調和のとれた都市景観の形成に配慮した意匠とする。 屋根は勾配屋根を基本とする。 	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根は遠くから目立つような原色等の使用を避け、明度、彩度ともできる限り低い暗穏色等の周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 同一敷地内における建築物等は色調を統一すると共に多色の使用は避けるものとする。 	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地産産物の材料を積極的に取り入れるように努める。 耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、周囲のまちなみや自然と調和した落ち着いた材質感のものを用いるものとする。 	
付帯する施設（柵及び塀、擁壁その他これに類するもの）	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。また、その適切な維持管理に努める。 既存の樹木がある場合には修景に活かすように配慮する。 できるだけ在来の樹種を選定し周辺環境に溶け込むように配慮する。特に隣地が農地の場合は低木を主体とし農地に影を落とさない程度に植樹する。 駐車場は高木による緑化を施すと共に、通りが緑豊かな潤いのあるものとなるように敷地の周囲の緑化に努める。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した部分は、施設の実情によって中木や低木、グランドカバー等の組み合わせによる修景緑化と共に良好な維持管理に努める。 建築規模や敷地内空地の状況に応じてまちなみを彩る植栽に努める。 	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した部分や田園部と接する部分は、緑化し建築物や工作物が景観の中で突出した印象を与えないように配慮する。 	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する境界線からは極力後退した位置とする。 	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮する。特に宿泊施設については内部が覗けないような閉鎖的な出入口としない。 暗穏色を基調とし、背景の緑がよく見えるような色彩とする。 暗穏色の材料を使用する。 	
工作物	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 敷地の周囲、柵・塀、擁壁の前面の緑化に努める。 	
	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。（周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、）敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。 	
	外観	意匠・色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。 	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 既存の樹木がある場合には、修景に活かすように配慮する。 	
広告物	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する敷地境界線から広告物の中心線まで1m以上後退する。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 全体にまとまりのある意匠とする。 極力小さく、個所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮する。 支柱及び広告の側面は茶系とする。 	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用する。 	

景観形成基準：景観形成誘導(重点)地区

種類			豊前街道山鹿地区	歴史的町並み地区																																				
建築物 及び 工作物	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物等の壁面にできる限りそらえる。 																																					
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の家屋と軒先をできる限りそらえる。 1階には周囲の建築物と近似した高さに庇を設ける。 屋根は勾配屋根とする。(市が洋風建築物として認めるものを除く) 																																					
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は原則として木造2階建て以下とし、最高高さが13mを超えないこと。(既存のマンション等を除く) 																																					
	色彩	色彩	<p>■市が洋風建築物として認めるもの以外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">基本とするマンセル値</th> <th colspan="4">有彩色を使用する場合のマンセル値</th> </tr> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td rowspan="3">N</td> <td>1.0~6.5</td> <td rowspan="3">建具</td> <td>R・YR系</td> <td rowspan="2">9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>2.0~9.5</td> <td>Y系</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>1.0~3.0</td> <td>R・YR・Y系</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>他の部位</td> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td></td> <td>1.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</p>		基本とするマンセル値			有彩色を使用する場合のマンセル値				場所	色相	明度	場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	外壁	2.0~9.5	Y系	4.0以下	建具	1.0~3.0	R・YR・Y系	3.0以下				他の部位	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1.0以下
			基本とするマンセル値			有彩色を使用する場合のマンセル値																																		
	場所	色相	明度	場所	色相	明度	彩度																																	
屋根及び庇	N	1.0~6.5	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																		
外壁		2.0~9.5		Y系		4.0以下																																		
建具		1.0~3.0		R・YR・Y系	3.0以下																																			
			他の部位	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1.0以下																																		
材料	材料	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は瓦葺きとする。(市が洋風建築物等と認めるものを除く) 建具は、木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は、木格子等を取付ける。 																																						
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 室外機を設置する際にはできる限り通りから見えない位置とするか、若しくは木柵等で覆う。 																																						
敷地の緑化			<ul style="list-style-type: none"> 道路と接する部分に空間がある場合は花壇、植え込み等を設ける。 																																					
工作物	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		<ul style="list-style-type: none"> 道路側にはできる限り設けない。 																																					
	自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物と一体となるように努め、敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合は、乱雑にならないように配置する。 側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。 																																				
			色彩																																					
	太陽光発電施設	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 本市の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。 (周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。 																																				
		外観	意匠・色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。 																																				
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。 																																						
広告物			<ul style="list-style-type: none"> 自家用の広告物以外の営業広告は設けないように努める。 表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的なまちなみとの調和に努めると共に、建築物と一体感があるものとなるように、看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。 建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁面及び屋根の全体を覆うような大きなものを避ける。 木製を原則とするが、地が透けてまちなみ景観を阻害しないものであればその他の素材でも可とする。 現代的な電飾や映像等による広告の掲出を控える。 掲出した広告物はその維持管理に努める。 																																					

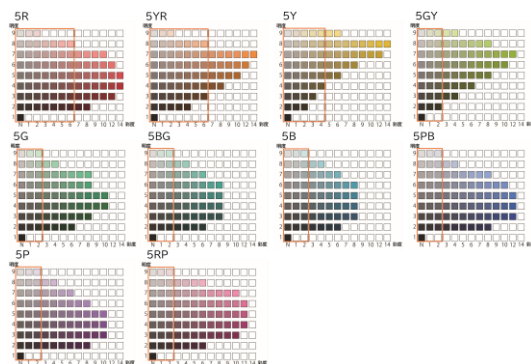
種類		菊池往還来民地区 岳間地区	鞠智城公園周辺地区 平小城地区	菊池川周辺地区 番所地区																																		
建築物 及び 工作物	規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の最高高さは13m以下とする。（ただし公益的施設及び平小城地区における温泉施設を除く） 																																				
	外観	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">基本とするマンセル値</th> </tr> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td rowspan="3">N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table>	基本とするマンセル値			場所	色相	明度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	2.0~9.5	建具	1.0~3.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">有彩色を使用する場合のマンセル値</th> </tr> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根 及び庇、 外壁、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td rowspan="3">9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</p>		有彩色を使用する場合のマンセル値				場所	色相	明度	彩度	屋根 及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	4.0以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	2.0以下	建具	R・YR系	6.0以下	Y系	4.0以下
	基本とするマンセル値																																					
場所	色相	明度																																				
屋根及び庇	N	1.0~6.5																																				
外壁		2.0~9.5																																				
建具		1.0~3.0																																				
有彩色を使用する場合のマンセル値																																						
場所	色相	明度	彩度																																			
屋根 及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																			
	Y系		4.0以下																																			
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		2.0以下																																			
建具	R・YR系	6.0以下																																				
	Y系	4.0以下																																				
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は積極的に緑化する。 																																					
工作物	自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> 複数になる場合は乱雑にならないように配置する。 側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。 																																		
	太陽光 発電施設	外観	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 本市の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。（周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、）敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。（菊池往還来民地区・菊池川周辺地区・岳間地区のみ対象） 本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。（周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、）敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。（鞠智城公園周辺地区・平小城地区・番所地区のみ対象） 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。 																																		
			意匠・色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。 																																		
			敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。 太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさない。（鞠智城公園周辺地区・菊池川周辺地区・岳間地区・平小城地区・番所地区のみ対象） 																																		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件		<ul style="list-style-type: none"> 30日以上堆積は行わない。30日以上堆積する場合には茶色、緑色等の落ち着いた色彩の囲いで覆う。（鞠智城公園周辺地区・菊池川周辺地区・岳間地区のみ対象） 																																				

山鹿市景観計画（本編）では

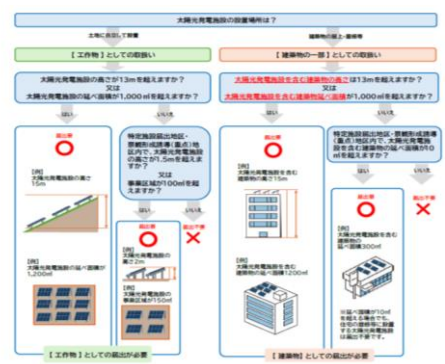
マンセル値の許容範囲や太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方をイメージ図つきで解説しています。（本編参考-1~6）

ぜひ、ご参考にしてください。

マンセル値の許容範囲図



太陽光発電施設に関する届出のフロー図



景観形成の推進方策：目標実現に向けた取組の進め方

効果的な景観まちづくりを進めるためには、社会情勢の変化に対応しながら、**市民と事業者、行政が連携して継続的に取り組むことが重要**となります。



市民の役割

- 自らが景観形成の主体であるという認識を持ち、地域の景観特性や基本理念、景観形成基準等のルールへの理解と関心を高めます。
- 日常の清掃や緑化活動、建物・外観等の維持に関する取組、景観への配慮を実践します。あわせて、行政や事業者が実施する景観まちづくりに関する活動や地域の美化活動に協力します。



事業者の役割

- 景観法や関連条例、景観形成基準等を正しく理解し、建物や外観等において、これらのルールを反映し、景観に配慮した事業活動を実践します。
- NPOや自治会、学校などと連携し、景観まちづくりに関する活動や地域の美化活動に協力します。



行政の役割

- 定点観測などの現地調査結果や社会・経済環境の変化、地域ニーズを踏まえて、定期的に計画の検証を行い、景観計画の見直しを検討します。また、必要に応じて景観誘導地区の指定や景観形成基準を更新し、制度基盤の実効性を高めます。
- 庁内関係部署での連携体制を整え、必要に応じて国・県や周辺の自治体とも協力します。景観に関わる課題をわかりやすく整理し、優先度の高い景観まちづくりに関する施策から取り組むことで、限られた人員や予算を有効に活用して、着実に推進します。
- 市民や事業者からの届出に対して、適切な助言・指導を行います。また、景観形成に関するルールについて、わかりやすい周知と情報提供、相談しやすい窓口の整備により、普及啓発を進めます。加えて、景観審議会やワークショップなどの場を運用し、市民や事業者の参加と協働を促進します。

山鹿市役所 建設部 都市整備課

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3

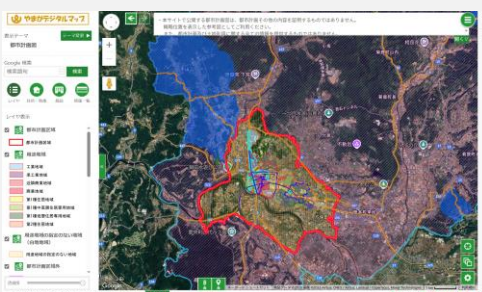
TEL：0968-43-1591

FAX：0968-43-8795

MAIL：toshikei@city.yamaga.kumamoto.jp

やまがデジタルマップ

検索



↑QRコードからもご利用いただけます

やまがデジタルマップ

市が所有する様々な地図情報を公開型GIS「やまがデジタルマップ」にて公開しています。お手持ちのパソコンやスマートフォンから地図情報が閲覧可能です。景観計画区域や、都市計画等に関する情報をお知りになりたい方はぜひご活用ください。